

拝啓、未来のあなたへ。

医療・介護

人生は何が起こるか分からないもの。人生の最後をより良く生きるにはどうしたらよいか。専門家から意見を伺いました。

家族との意思疎通が介護につながる

私は地域包括支援センターで在宅医療・介護連携推進員として勤務しています。退院後すぐの人、終末期医療を受けている段階の人、重度障がいを抱えている人など、在宅での医療や介護を必要とする人のサポートをしています。

介護を必要としている本人よりも、むしろ介護に不安を抱える家族の方から主に相談をいただきます。介護の現場で大事だと感じるのは、介護を受ける人とその家族の信頼関係。どうしても、本人の意思や家族の状況は刻一刻と変わるものなので、近い人と



▲訪問の様子。在宅医療・介護連携では病院の相談員や介護施設等と密に連絡を取りながら、利用者に寄り添っている

の日頃の意思疎通が、適切な介護サポートにつながる大事な要素になります。今時点で「介護が必要な時にどう過ごしたいか」をエンディングノートに綴ることは、介護の計画を作るとても良いきっかけになると思います。家族とのコミュニケーションツールとしても、たくさんの方に活用してほしいです。



市地域包括支援センター
大山 真美 さん



鹿屋在宅支援診療所
原田 努 院長

profile

愛知県出身。30年間東海地方の病院で勤務。鹿屋に来たきっかけは慢性期医療・在宅医療の勉強をするため。「海と緑の地である鹿屋に移り住んで早15年。毎日大隅半島を走り回っています」と笑顔で話す



▲病気や日常の悩みを聞きながら和やかな雰囲気での診察。「いつも寄り添って優しく接してくれます」と利用者は語る

本人と家族のために意思決定は重要
私は脳神経外科や内科のほか終末期医療、緩和ケア等を外来や在宅診療、施設への訪問診療で行っています。
患者さんとご家族の状況は様々で、その時々で行う対応も様々。胃ろうや点滴治療でゆっくり最期を迎える方もいらっしゃると思います。終末期医療や緩和ケアで重要なのは、患者さんご本人とご家族の意思を確認しながら「どう生きていきたいか」を実現する手助けをすることだと思っています。なので、診療しながら信頼関係を築き不安を少しずつ解きほぐすことを念頭に置いています。また、体調の変化に迅速に対応できるようにご家族と医師、看護師、介護スタッフが綿密に連携するこ

とを心掛けており、情報共有アプリなども使っています。
多くの患者さんと向き合ってきた中で「自分の最期をどう迎えるか」を紙に書き残している人はほとんどいないのが現状です。しかし、自分の意思をエンディングノートとして残すことは治療の上でも、残される家族にとっても助けになるのは間違いありません。
突然の病気や災害、事故で大切な人が亡くなってしまいうこともあります。家族を大事に、今を後悔なく過ごすことも重要だと思っています。

相続登記が義務化されます！

令和6年4月1日から、土地・家屋の相続登記の申請が義務化されます。

- ①相続(遺言も含む)によって、不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- ②遺産分割が成立した場合、これによって不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

これらの義務に正当な理由なく違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となります。なお、令和6年4月1日以前に相続が開始している場合も、3年間の猶予期間はありますが義務化の対象となるため、不動産を相続したら早めに登記申請を行うようにしましょう。



(鹿児島県司法書士会鹿屋支部 永吉次雄 支部長 校閲)

相続トラブルを回避するには

相続トラブルで代表的なものは「遺産の取り分に関するトラブル」と「相続人が増え、手続きに協力しない人が出るトラブル」です。これらの問題が入り組んでしまうと、遺産相続ができなくなり、裁判所での遺産分割調停・審判に発展する場合があります。このようなトラブルの原因は、相続手続きが遅れて相続する人までもが死亡してしまったり、親族間の不仲で連絡調整ができなかったりする等のケースがほとんど。トラブルの回避方法として最も有効なのは「自分が亡くなる前に相続人を交えて事前に

事前に話し合い 意思を残すことが重要

相続は日頃から「家族団欒」の間を大事にすることが重要。信頼できる人と相談しながら、エンディングノートに今の意思をまとめておくことが重要です。それでも不安な人は事前に専門家に相談して「遺言書」を用意しておくことをおすすめします。

相続・遺産

大事な自分の資産を次の世代に引き継ぐには、どのような相続準備が必要なのか。専門家に伺いながら、まとめました。

相続財産と 相続の基本的な流れ

「相続手続きは時間と手間が掛かる」とよく言われます。その理由は、亡くなった人(被相続人)の相続財産をどのように相続するか協議と、それに係る提出書類の準備に膨大な時間が掛かる場合があるからです。
相続財産の種類には預貯金、有価証券、不動産、貴金属・骨董品、生命保険金、贈与財産、債務があり、まずはこれらの整理から始めることになります。

相続財産それぞれの評価額の算定や財産目録を作成したら、不動産がある場合は「遺産分割協議書」を作成する必要があります。その後、相続関係を証明する書類などを作成し遺産分割と相続登記を行う、というのが相続の基本的な流れになります。

- Q 相続を放棄するには、どうしたらいいの？
- A 家庭裁判所で相続放棄を申し立てる必要があります。ただし、次の場合は相続放棄できません。
- ①相続財産の全部、又は一部を処分した
 - ②3か月以内に*限定承認又は相続放棄をしなかった
 - ③相続財産を隠した



*限定承認：相続した財産から借金等の負債を弁済した余りを相続できる制度